

# 郡山市体育協会規約

(昭和30年10月5日制定)

## 第1章 名称及び事務局

(名称及び事務局)

第1条 本会は、郡山市体育協会（以下「協会」という。）と称し、事務局を郡山市文化スポーツ部スポーツ振興課に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 協会は、体育統轄団体としてスポーツ文化の振興を通し、明るくたくましい市民の育成に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の健康体力の向上に関する事。
- (2) アマチュアスポーツ精神の高揚に関する事。
- (3) 競技力の向上及び生涯スポーツの普及、振興に関する事。
- (4) スポーツ文化事業の支援に関する事。
- (5) 表彰に関する事。
- (6) 加盟団体の連絡調整に関する事。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 構成

(構成)

第4条 協会は、第2条の目的に沿った、体育団体をもって構成する。

## 第4章 加盟及び脱退

(加盟資格)

第5条 加盟団体は、全市的組織団体並びに各地区統轄団体を原則とする。

(加盟)

第6条 協会に加盟を希望する団体は、その代表者より次の書類を協会会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 事務局所在地
- (3) 団体規約
- (4) 所属団体及び会員数一覧表
- (5) 役員名簿（役職名、氏名、住所、勤務先、生年月日）

- (6) 主な年間行事
- (7) 収支予算書
- 2 前項の申請に基づき、常任理事会の議を経て決定し、加盟が承認された場合は、評議員会に報告するものとする。

(資格喪失)

第7条 加盟団体は、次の各号に掲げる事由により、その資格を失う。

- (1) 脱退
- (2) 解散

(脱退)

第8条 加盟団体が脱退しようとする場合は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書
- 2 前項の届出があったとき、会長はこれを専決する。

(解散)

第9条 協会規約に著しく違反し、かつ協会の指導、指示にもかかわらず、加盟団体としての活動がみられない場合は解散とみなし、常任理事会の議を経て決定する。

## 第5章 役員

(役員)

第10条 協会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事長 1名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 評議員 加盟団体から各1名
- (6) 監事 2名

(名誉会長、名誉顧問及び顧問)

第11条 協会に名誉会長、名誉顧問及び顧問をおくことができる。

(役員を選出)

第12条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、常任理事及び監事は、評議員の中から常任理事会の議を経て選出し、評議員会において選任する。
- (2) 理事長は、スポーツ振興課長をもって充てる。
- (3) 会長は、スポーツ振興課職員の中から常任理事若干名を指名することができる。

- (4) 評議員は、加盟団体からの推薦によるものとする。
- (5) 会長、副会長及び常任理事に選任された評議員の補充は、行わないものとする。  
ただし、評議員が監事に選任されたときは、その加盟団体は別に評議員を推薦するものとする。
- (6) 名誉会長、名誉顧問及び顧問は、常任理事会の議を経て評議員会に報告し、会長がこれを委嘱する。

#### (役員の仕事)

第13条 会長は、協会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の命を受け、会務を掌理する。
- 4 常任理事は、常任理事会を組織し、その任にあたる。
- 5 評議員は、各加盟団体を代表して評議員会に出席し、その議決権を行使することができる。
- 6 監事は、協会の会計事務を監査する。
- 7 名誉会長、名誉顧問及び顧問は、会長の諮問に応ずる。

#### (役員の仕事)

第14条 役員の仕事は2カ年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合はこれを補う。
- 3 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

#### (事務局の設置等)

第15条 協会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に関する必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会議

#### (会議)

第16条 協会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会
- (2) 常任理事会
- (3) 正副会長会

#### (評議員会)

第17条 評議員会は、協会の最高議決機関とする。

- 2 評議員会は、会長、副会長、理事長、常任理事及び評議員をもって組織する。
- 3 監事は、評議員会に出席して、監査結果を報告する。
- 4 評議員会は、毎年1回会長が招集する。

ただし、会長が必要と認めたときは臨時に評議員会を開くことができる。

5 評議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 役員を選任並びに解任
- (4) 規約の制定並びに改正
- (5) その他協会運営上重要な事項

(常任理事会)

第 18 条 常任理事会は、協会の執行機関であり、次の事項を審議する。

- (1) 協会の会務執行に関する事項
- (2) 会長が審議を依頼した事項
- (3) その他常任理事会の審議を必要とする事項

(正副会長会)

第 19 条 正副会長会は、必要に応じ会長がこれを召集し、緊急を要する事項を審議する。

(会議の成立)

第 20 条 第 16 条の会議は、それぞれ出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

2 会長は、やむを得ない事情があると認められる場合には、書面による審議によって会議の開催に代えることができる。

(会議の議長)

第 21 条 評議員会、常任理事会及び正副会長会の議長は、会長とする。

## 第 7 章 会 計

(経費)

第 22 条 協会の経費は、次に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1) 加盟団体負担金及び入会金
- (2) 補助金
- (3) 寄附金
- (4) その他の収入

(加盟団体負担金)

第 23 条 協会の加盟団体負担金は、年額 10,000 円とする。

2 新たに加盟する団体は、入会金として 30,000 円を負担しなければならない。

(特別会計)

第 24 条 協会は、常任理事会の議を経て評議員会の承認を受け、必要に応じ特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第 25 条 協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 補 則

(補則)

第 26 条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和 33 年 10 月 5 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 33 年 4 月 5 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 36 年 4 月 25 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 39 年 4 月 24 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 40 年 4 月 16 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 43 年 4 月 27 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 49 年 4 月 27 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 50 年 5 月 17 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 52 年 5 月 14 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 58 年 5 月 2 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 61 年 5 月 17 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 4 年 5 月 30 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 8 年 5 月 30 日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 22 年 1 月 22 日より施行する。

(経過措置)

2 第 10 条に規定する役員は、評議員会において新たに役員が選任されるまでの間は、施行前の総会において選出された役員がつとめるものとする。

3 加盟団体は、施行後速やかに評議員を推薦するものとする。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 22 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 5 月 25 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 5 月 22 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 6 月 11 日より施行する。